

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和5年5月31日

2. 回答を行った年月日

令和5年6月22日

3. 新事業活動に係る事業の概要

本件事業は知的財産権に関するポータルサイトの運営である。当該ポータルサイトの特徴は以下のとおり。

- (1) 弁理士情報（氏名、所属事務所、希望する技術分野等）並びに翻訳業者、特許調査会社及び海外知財事務所等の情報を掲載する。
- (2) 顧客が希望する条件（遠隔相談に対応可能等）に該当する弁理士の一覧を提示する。
- (3) 顧客からの質問に対し、用語解説等の一般的な内容について、AIチャットボットによって回答する。

4. 確認の求めの内容

- (1) 事業実施主体が、弁理士情報をWebサイトに掲載する行為及び顧客が希望する条件（遠隔相談に対応可能等）に該当する弁理士の一覧を提示する行為が、弁理士法第75条が規定する「代理」行為に該当するか。
- (2) 事業実施主体が、AIチャットボットによる知的財産権に関する一般的、基礎的な質疑応答をする行為が、弁理士法第75条が規定する「鑑定」に該当するか。

5. 確認の求めに対する回答の内容

- (1) 弁理士法第75条は、工業所有権の権利発生の内容に直接関わる業務等のように高度の専門性が必要とされる業務に関して、ユーザー保護及び工業所有権行政の円滑な運用の観点から、弁理士の独占業務として、「特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理」行為を規定している。よって、単に弁理士情報をWebサイトに掲載する行為及び顧客が希望する条件に該当する弁理士の一覧を提示する行為は、弁理士法第75条が規定する「代理」行為に該当しないと考えられる。
- (2) 弁理士法第75条が規定する「鑑定」とは、工業所有権制度に関する法律的技術的な専門知識に基づいて具体的な事案につき判断を下すことと解される。よって、AIチャットボットによる質疑応答の内容が知財制度の一般的な説明に留まり、具体的な事案について法律的技術的な専門知識に基づいて判断を下すものではない限りにおいて、当該行為は弁理士法第75条が規定する鑑定に該当しないと考えられる。